

行政行為の取消し・撤回、附款

(百選「I-91」～「I-96」)

問題 001

元来許可が行政庁の自由裁量に属するものである場合、処分をした行政庁は自らその処分を自由に取消することができる。

001 解答：誤り

たとえ許可が行政庁の自由裁量に属するものであっても、処分をした行政庁が自らその処分を取消することができるかどうかは、一律には定めることができないものであるとした。(I-91)

問題 002

農地調整法に基づく農地賃貸借契約の更新拒絶の許可について、当該申請書に不実の記載があっても、申請者側に詐欺等の不正行為があったことが顕著でない限り、処分をした行政庁もその処分に拘束されて処分後にはさきの処分は取消しできないことにしなければ、農地調整法の目的にそぐわないことになることは明らかである。

002 解答：妥当である。(I-91)

問題 003

農地調整法に基づく農地賃貸借契約の更新拒絶の許可について、都道府県知事が許可を与えた後に許可申請書記載の事項と事実とが相違することが明らかとなって、さきの許可を与えなかった方がよかったという見解に到達した場合は、農地調整法上の法的秩序に優位せしめなければならない程度にさきの許可を取消すべき公益上の必要があるものと認めることができる。

003 解答：誤り

農地調整法上の法的秩序に優位せしめなければならない程度にさきの許可を取消すべき公益上の必要があるものとはどうして認めることができないとした。(I - 9 1)

問題 004

自作農創設特別措置法に基づく農地買収計画、売渡計画のごとき行政処分が違法または不当であれば、それが、たとえ、当然無効と認められず、また、すでに法定の不服申立期間の徒過により争訟手続きによってその効力を争い得なくなったものであっても、処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁において、当該処分を取消すことが認められる場合がある。

004 解答：妥当である。

取消によって生ずる不利益と、取消をしないことによつてかかる処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができるとした。(I-92)

問題 005

自作農創設特別措置法に基づく農地買収が、法定の要件に違反して行われ、買収すべからざる者より農地を買収したような場合においても、当該処分を取り消して農地を旧所有者に復帰させることが、公共の福祉の要請に沿うものと解することはできない。

005 解答：誤り

他に特段の事情の認められない以上、当該処分を取り消して農地を旧所有者に復帰させることが、公共の福祉の要請に沿うものであるとした。(I-92)

問題 006

県医師会が、優生保護法(現、母体保護法)に基づき行った指定医師の指定の撤回において、撤回によって医師の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合には、法令上その撤回について直接明文の規定がなくとも、県医師会は、その権限において当該医師に対する右指定を撤回することができるというべきである。

006 解答：妥当である。(I - 9 3)

問題 007

行政財産の使用許可の取消に際して使用権者に損失が生じた場合、国有財産法 24 条 2 項に基づき、損失補償を必要とする解すべきである。

007 解答：誤り

使用権者においてその損失を受忍すべきときは、国有財産法 24 条 2 項いう補償を必要とする損失には当たらないとした。(I - 9 4)

問題 008

行政財産たる土地につき使用許可によって与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において消滅すべきであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当である。

008 解答：妥当である。(I - 9 4)

問題 009

行政財産の使用許可の撤回について、使用権者が使用許可を受けるに当たりその対価の支払いをしているが当該行政財産の使用収益により右対価を償却するに足りないと認められる期間内に当該行政財産の使用許可の取消をする必要を生じたなど、使用権者の使用権を保護すべき実質的理由がある場合に限り、損失補償が認められる。

009 解答：妥当である。(I - 9 4)

問題 010

小学校教員の期限付任用は、それを必要とする特段の事由が存し、かつ、それが地方公務員法の趣旨に反しない場合においては、特に法律にこれを認める旨の明文がなくても、許されるものと解するのが相当である。

010 解答：妥当である。(I - 9 5)

問題 011

都市計画法および同法施行令に基づく建築許可に、無補償撤去等の条項を附すことは、憲法 29 条 3 項に違反し、許されない。

011 解答：誤り

無補償撤去等の条項を附すことは、都市計画事業等の実施上必要やむを得ない制限であるとした。(I - 9 6)